

第4回浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが できるまちづくり条例策定委員会 会議録（概要）

- 開催日時：平成29年12月18日（月）14：00～16：00
- 場 所：浜田市立中央図書館2階 多目的ホール
- 出席者：出席委員 12名、欠席委員6名、事務局3名
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 協議事項

(1) 障がい者差別解消に向けての市民向けガイドラインについて…資料1

【意見・質問】

- 10 ページの上、聴覚障がい者とのコミュニケーションで付け加えていただきました「また、スマートフォンのアプリケーションなどをうまく活用している方も増えています。」が、ちょっとイメージがしにくいため、「また」の後に「音声を文字に変換する」と入れていただきたい。
→「また、音声を文字に変換するスマートフォンのアプリケーションなどを上手く活用している方も増えています。」とする。
- 20ページ発達障がいのところの「こんな配慮をお願いします」のところ、二つ目の丸印で、「口頭で説明を聞くよりも、メモ、マニュアルなどを利用した方が理解しやすい場合があります」とあるが、「メモ、マニュアルなど視覚的な（目で見ても分かるような）方法を利用した方が理解しやすい」と入れていただきたい。
- どこかで割り切って配るということをしないと。いろいろと盛り込みすぎてなかなか配れないということになると本末転倒になる。その後の修正は第2版、第3版として。これを配ってしまったら、その後の細かな修正はホームページ上でしていけばいい。小変更があれば、第2版の1とかにして。結局、改善しようと思ったら、際限はない。根拠法令の変更、医学の進歩などあれば、その都度変更しなければいけない。永遠に暫定的なもの。

【事務局】

- 今日出たところで直して配布する。

(2) 条例（案）について…資料2

【意見・質問】

- 差別解消の推進委員会の設置についての確認だが、差別解消法の第17条で規定されているのが、差別解消支援地域協議会で、第18条でその差別解消支援地域協議会での役割が書かれている。今回この条例案第19条3項で、差別解消法の第1項及び第3項の規定の事務に関することが書いてあるが、「支援地域協議会」という名称のものは作らないで、「推進委員会」がその役割を担うというのが事務局の提案か。また、第20条2項の下のところ「優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する」と書いてある。ひとつ付け加えて欲しいのが、医療の関係者だとか、場合によっては保健の関係者が必要な場合がある。したがって「識見を有する者、その他必要と認める

者」というような文言を入れておいてもらった方がいいと思う。

【事務局】

- 障害者差別解消法の中では、地域協議会で障害者差別事案を解決したり、差別をなくすための広報、啓発などをやりなさいとあるが、今回条例で作る推進委員会で、この役割をすべてやってはどうかというご意見だと思う。これについて、当初法律の中では既存の協議会にかぶせてやっていいという規定にはなっているが、この委員会にこの法律の役割も乗せてしまうという方法で検討していこうかと考えている。現在、自立支援協議会というものを浜田・江津圏域でやっているが、これはあくまでも浜田市条例ということなので、新たに委員会を作って機能させるというほうがより有効に動くかなというふうに考えている。また、この条文のまま、今の協議会の事務もできるのかというところを法令担当にも確認したが、特に条文をいじらずに協議会の事業がすべてできるという見解だった。
- 第20条のところ、「その他必要と認める者」の追加につきましては、追加する方向であげていきたいと思う。

【意見・質問】

- 条例案の第8条の関係で、「何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない」とあるが、浜田市の場合は、差別の中に合理的配慮の不提供を入れないということと言われた。その理由としては、市民が生活の場面で障がい者に合理的配慮を提供しないことに対して、それは差別だと言ってしまうのは、今の時点では難しいのではないかということだったが、その点は理解する。それが難しいとしても事業者に対して合理的配慮の不提供を禁ずることまでも難しいということはどうかと思う。第8条の2項のあたりに、「事業者は合理的配慮の不提供を禁ずる」という規定をし、差別等事案に入れて、調査・あっせんなどの対象に含めるべき。
- 事業者の合理的配慮の不提供について、禁止規定と、かつ委員会の調査事案に入れていただきたい。法律で事業者に法的義務規定なのは雇用分野だけで、それ以外の分野については、差別解消法の方で努力義務になっている。法的義務になっているのは、改正障害者雇用促進法で雇用の部分だが、事業者に対し、雇用の部分だけではなく、全般的に合理的配慮の不提供を禁止することを条例に求めたい。

【事務局】

- 10条の2項の規定で事業者は差別してはいけないというのは、法律でも規定してあるので問題はないが、8条で「事業者は～」と入れるなら、10条の2項を削る形になると思う。

【意見・質問】

- 事業主との関係で雇用以外の関係というのはどういうものなのか。→顧客としての関係。
- 合理的配慮の提供に努めるとは。

市民→偶然的なケース

(例：押しボタン式の信号機の押しボタンが押せない障がい者がいたら、押してあげるなど)

事業者 →①雇用という形で継続的に関わる。この場合は義務。

(障がい者を雇ったら、ちゃんと働けるようにという話)

②顧客として来る。

継続的な関係と事業者としての関係と市民としての関係三段階あるというイメージ。

事業者は事業をやるうえで積極的に関わっていかないとどうにもならない部分があるが、たまたま市民が全く知らない障がいのある人と出会ったときとは、全くレベルが違う記載が必要だろうと思う。事業者には若干重めの努力義務を課した方がいい。

○努力義務ではなくて、あくまで条例で法的に義務付けが必要だと思う。

○法律は、差別として「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」、両方とも差別として扱っている。他のところの条例も差別として「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を入れているため、浜田市が差別の中に「合理的配慮の不提供」を入れても全く問題ないと思う。

○いずれにしても逐条解説でしっかり書いてほしい。

【事務局】

○10条の2項に努めなければならない規定を入れているので、市としては、ここで表現をしているつもり。差別の禁止8条は、差別はだめですよという差別全体のこと、合理的配慮をしてくださいねという意味で、誰もが差別してはいけない。

10条の2項「努めなければならない」という規定を「合理的配慮をしなければならない」というような言い方で変えさせていただくと意図が届くのかなと思う。

【意見・質問】

○第10条第1項7号「その他社会的障壁となつて、障がい者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき」の文章が分かりにくい。相当な制限というと、よっぽど制限を受けていないと助けてもらえないような気がする。相当な制限というより、「その他社会的障壁により、障がいのある方が日常生活又は社会生活に不便を受けているとき」に変えてもいいと思う。

○第10条第1項第7号の「相当な制限」というと結構障がいのある人我慢していただきたいのだが、「日常生活又は社会生活に不便を受けている」だったら、ちょっとでも不便だったら改善していこうということになる。厳しい禁止事項等を設けるなら相当要件を絞らなければいけないが、そういうものではなく努力義務ということでやるなら、要件は浅くてもいい気がする。

○「相当」を取ってしまえばどうか。「相当」というと大きなものになってしまうので。書き方としては、「その他社会的障壁により、障がい者が日常生活又は社会生活に制限を受けているとき」くらいだったらけっこう分かりやすいと思う。

【事務局】

○「不便を受けているとき」というのは、市民目線でいくと1番分かりやすいと思う。社会生活に相当な制限ってどんなものだと言われたときに、非常に説明しにくいので。

【意見・質問】

○市の建物で指定管理の建物は、ここでいう市の条文に該当するという解釈でいいか。

【事務局】

○はい。

【意見・質問】

○第10条のところ、市の合理的配慮の提供義務が、第12条の相談等の対象に入っていないという解釈になると思うが、そういう解釈で間違いないか。

第10条1項では合理的配慮の提供をしなければならないとなっているが、12条の相談のところでは、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案ということで、不当な差別的取扱いというのは、これは8条の不当の差別的取扱いをしてはならないをうけての12条の書きぶりだろうと思う。そのため、10条の市の義務、違反があったとしても12条の相談事案にはならないのではないか。

○実際調査してみないと分からないということがあって、相談を受ける側としたら、自分に不便があったら全部不当な差別的取扱いとして持ち込むことは妨げられない。これはひどいなと思ったから相談には行けるということ。だからこれは合理的な配慮を受けられていない事案であって、差別的な事案ではないから相談を受けられないということはない。

【事務局】

○不当な取扱いに該当すると思われる事案は、そういったことすべて相談することができるということになっているので、差別かどうか分からないが、そういった事案と思われることは受けることができる。（合理的配慮を受けられていない場合も相談を受けれる）

【意見・質問】

○市のほうとしても合理的配慮の不提供も相談の事案で、不当な差別的取扱いしか相談を受けないと言われているわけではないので、どちらにしても相談を受けるのであれば、合理的配慮の不提供も入れておいたほうが早いと思う。

○不当な差別的取扱いだけが対象ということで、思われるから相談はできるが、不当な差別的取扱いじゃないでしょうということで片付けられてしまっただけでは、相談に応じてもらってもそれ以上先にはいかないということになってしまわないかということ。合理的配慮の不提供も調査するし、合理的配慮を提供していないということになれば、あっせん、調査とかそういったものも対象になる。

○そこまで複雑ではないので、12条ですが、合理的配慮の不提供が入っていない、配慮不足事案についてという話だったため、12条に書き加えてしまえば解決するのではないか。

【事務局】

○第10条第2項

修正前「事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。」

修正後「事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない」

○第12条

修正前「障がいのある人、その家族その他の関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別的事案」という。）について、相談をすることができる。」

修正後「障がいのある人、その家族その他の関係者は、市に対し、不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に該当すると思われる事案（以下「差別的事案」という。）について、相談をすることができる。」と修正する。

【意見・質問】

- この条例については、見直すというのが大事。もし、この条例で不足していることが判明したら次の議会で改正しても構わないと思うので、その点からすると、3年とか5年とか見直しを設ける必要はないと思う。必要があれば適宜改正するというのを逐条解説で書いておいた方がいい。
- 実質的には1番大事なのは、不当な差別的取扱いだけでなく、合理的配慮の不提供も条例で禁ずること。さらに相談とか調査、あっせんの対象とするというところが大事であるため、その部分をこういう風に変えていただければ担保される思う。

～条例案について了承～

(3) その他について

【事務局】

- この条例案について、今月法令審査会に諮り、語句、言い回しについて加筆訂正していただくことになる。この際に、主旨・目的が大きく変わるということはないが、語句の微調整はある。語句の調整ということでご理解いただきたい。
- パブリックコメント（一般市民の方に提示し意見をいただく）
期間：来年の1月4日～2月5日
※本庁、各支所にBOXを設置。1月広報等掲載。それを経て3月議会にかけていくという流れ。

【意見・質問】

3月議会にかけて、可決されればいつの施行になるか。

【事務局】

まず、条例として議会承認後、施行については7月1日を予定している。この施行までの3ヶ月は、条例の周知期間で、この期間に研修会・講演会、それからガイドラインと1枚紙で作る予定のパンフレットを全戸配布などにあてる予定。

閉会16:00